

議案第104号

春日部市行政組織条例の全部改正について

春日部市行政組織条例の全部を別紙記載のとおり改正する。

平成19年11月26日提出

春日部市長 石 川 良 三

提案理由

総合振興計画の着実な実現に向けて組織機構を改めるため、条例を改正したく提案いたします。

春日部市行政組織条例

春日部市行政組織条例（平成17年条例第11号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部を設けるものとする。

- (1) 総合政策部
- (2) 総務部
- (3) 市民部
- (4) 福祉健康部
- (5) 環境経済部
- (6) 建設部
- (7) 都市整備部

2 前項に規定する部のほかに、次の室を置く。

- (1) 秘書室
- (2) 広報広聴室
- (3) 危機管理防災室
- (4) 工事検査室

（事務分掌）

第2条 前条第1項に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 総合政策部

- ア 政策の総合的な企画及び調整に関すること。
- イ 行政経営に関すること。
- ウ 高度情報化及び電子計算に関すること。
- エ 財政に関すること。
- オ 税及び保険料に関すること。

(2) 総務部

- ア 議会に関すること。
- イ 文書管理及び条例、規則等に関すること。
- ウ 人事に関すること。
- エ 財産管理に関すること。
- オ 契約に関すること。

カ 他の部の所管に属しない事項に関する事。

(3) 市民部

ア 生活安全及び交通安全に関する事。

イ 市民参加、コミュニティ、都市交流及び男女共同参画に関する事。

ウ 市民相談、情報公開及び統計に関する事。

エ 住民記録及び国民年金に関する事。

(4) 福祉健康部

ア 福祉の総合的な企画及び調整並びに生活保護に関する事。

イ 障害者福祉に関する事。

ウ 児童福祉に関する事。

エ 健康に関する事。

オ 高齢者福祉及び介護保険に関する事。

カ 国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事。

(5) 環境経済部

ア 環境保全及び環境衛生に関する事。

イ 廃棄物の処理、減量化及び資源化に関する事。

ウ 農業振興に関する事。

エ 商工業振興及び観光に関する事。

オ 環境センターに関する事。

(6) 建設部

ア 道路に関する事。

イ 河川に関する事。

ウ 下水道に関する事。

エ 公園及び緑化に関する事。

(7) 都市整備部

ア 都市計画に関する事。

イ 鉄道高架、中心市街地整備及び地域振興ふれあい拠点施設に関する事。

ウ 区画整理に関する事。

エ 開発指導に関する事。

オ 建築及び住宅に関する事。

カ 土地利用に関する事。

2 前条第2項に規定する室の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 秘書室

ア 秘書に関すること。

(2) 広報広聴室

ア 広報及び広聴に関すること。

(3) 危機管理防災室

ア 災害対策及び国民保護に関すること。

(4) 工事検査室

ア 工事の検査に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。